

自治会等への雑草刈払業務委託実施要綱

埼玉県県土整備部河川環境課

(目的)

第1条 本要綱は、県が管理する河川の草刈りを自治会等に業務委託することにより、地元住民の要望に対するきめ細かい対応や、高齢者に対し就業の機会を確保し、コストの縮減を図ることを目的とし、以下に必要な事項を定めるものである。

(自治会等の定義)

第2条 本要綱において「自治会等」とは自治会、婦人会、老人会、水利組合、シルバー人材センター、NPO法人及びこれに準ずる非営利団体をいう。

(業務の内容)

第3条 河川の草刈り・低木剪定等の業務を実施するものとする。

(事業の実施)

第4条 各県土整備事務所長および総合治水事務所長（「以下県」という）は、自治会等から河川の草刈り等を行いたい旨の申し出（様式－1）があった場合、河川草刈り予算の執行計画及び現場状況等を勘案して、申し出事業の実施を決定するものとする。

なお、結果については自治会等へ書面で回答するものとする。

(実施の方法)

第5条 県は事業を実施する場合、事業実施の申し出があった自治会等の代表者と委託契約（様式－2）を締結するものとする。

2 1項の委託契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号により随意契約とし、埼玉県財務規則第103条第2項第4号により1者見積もりとする。ただし、シルバー人材センターと契約する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約、埼玉県財務規則第103条第2項第4号による1者見積もりとする。

3 実施区域は、自治会等の申し出のあった区域を尊重するものとするが、実施に当たっては現地状況を勘案し危険を伴わない区域とする。

4 草刈りの実施面積は1,000m²以上とし、刈高や、刈払い回数は、周辺の住環境や隣接工区とのバランスを考慮し特記仕様書に定めるものとする。

5 完了時における検査・提出書類については、自治会等への委託であることを考慮し、特記仕様書により、検査方法や提出書類を定めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、別途協議するものとする。

附 則

この要綱は平成17年 4月 1日から適用する。

この要綱は平成18年 4月 1日から適用する。

この要綱は平成19年 4月 1日から適用する。

この要綱は平成21年 4月 1日から適用する。

この要綱は令和 3年 4月 1日から適用する。